

関東学生体操連盟 諸規則変更(案)

変更点

- (1) 全日本学生体操連盟諸規則派遣規程第3条の改訂に伴い第五章第8, 9条幹事校の選定について関東の規程に変更する。  
 (2) 第七章第28条準学生役員の明記の仕方を、全日本学生体操連盟諸規則と同様に変更する。

| 新 第五章 幹事校   | 旧 第五章 幹事校  |
|---|--|
| 第8条 <u>幹事の派遣義務のある大学を幹事校と呼ぶ。</u>   | 第8条 本連盟の幹事校は、全日本学生体操連盟より関東支部の幹事校内から推薦される。                                |
| 第9条 <u>幹事校の選定は、以下に示す当該年度の競技会出場状況および結果等により、次年度の幹事校を役員総会にて決定する。</u><br><u>(1) 体操競技は、全日本学生体操競技選手権大会に団体として出場した1部校および次年度の1部昇格校</u><br><u>(2) 新体操は、全日本学生新体操選手権大会の団体競技、個人競技の両方に出場した大学</u><br><u>(3) その他、必要に応じて本連盟より推薦された大学</u> | 第9条 その他の幹事校の内容については、全日本学生体操連盟諸規則「学生役員（幹事）派遣規定」第3条に準ずる。                   |
| 新 第七章 学生役員  | 旧 第七章 学生役員   |
| 第28条 1、派遣された役員で、 <u>支部または本連盟の運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。</u>  | 第28条 1、派遣された役員で、支部または本連盟所在地に日常的に通うことが可能な学生を学生役員と称し、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。 |